# ○道路基準点の取扱基準

昭和47年６月27日
建設局長決裁
最近改正　令和８年３月23日

（目的）

第１条　本取扱基準は、札幌市が管理する道路敷地内に設置されている札幌市道路基準点（以下「道路基準点」という。）の維持管理及び復旧又は撤去に関する取扱基準について定めるものである。

（用語の定義）

第２条　「道路基準点」又は「道路中心点」とは、従前、道路中心線交点又は折れ点等に設置され鉄製の保護蓋で防護されたものをいう。

（適用範囲）

第３条　本取扱基準は、本市が行う事業により設置した道路基準点、又はその他の事業により設置され本市が引継を受けた道路基準点に適用する。

２　本条第１項に定めるもの以外に、設置した者が不明なものであっても、本市が管理する道路敷地内に設置されている道路基準点について適用することができる。

（道路基準点の取扱い）

第４条　道路基準点は、道路付属物に準じた取扱いをしているものである。なお、今後道路基準点を新たには設置しないこととする。

２　道路基準点が現存する交差点又は折点付近の道路境界に、道路境界標が設置されている場合は、撤去することができる。（別表２参照）

（故障点の取扱い）

第５条　道路基準点の故障を発見した者は、直ちに各区維持管理課へ報告するものとし、報告を受けた担当者は、速やかに現場を確認し、当該道路基準点を撤去又は穴埋め舗装等の方法で、道路の安全確保に努めなければならない。

（保全）

第６条　道路基準点を基準として街並みが形成され、道路境界標が設置されていない状況が認められる場合は、当分の間当該道路基準点を保全しなければならない。

（事前通知）

第７条　本市が行う工事等において、当該道路基準点を一時撤去する必要がある工事発注課は、測量課長へ道路基準点一時撤去願い（様式１）を提出し、承認を得なければならない。

２　前項以外の工事により、当該道路基準点を一時撤去する必要がある者は、市長へ道路基準点一時撤去願い（様式１）を提出し、承認を得なければならない。

（道路基準点の一時撤去）

第８条　本市が行う工事等により道路基準点を一時撤去する場合は、事前に当該道路基準点と関連するその他の道路基準点との位置関係に異常が無いことを確認し、４級以上の基準点又はその他の道路基準点からの座標値等を取得することを原則とする。

ただし、その他の工事で測量課（以下「担当課」という。）が極めて小規模であると認め、担当課の指示する手順に従って行う場合は、付近の恒久物からの距離又は引照杭で控えを取る方法で実施することができる。

（復旧の方法）

第９条　本市が行う工事等により道路基準点を復旧するための測量は、札幌市公共測測量作業規定（以下「作業規定」という。）に定める「復旧測量」の方法で行うものとする。

ただし、担当課において当該事業が極めて小規模であると認め、当該道路基準点と関連すその他の道路基準点との距離及び交角を点検し、異常がなければ現位置に復旧することができる。また、点検した結果、異常が認められる場合は、担当課の指示する位置に復旧すること。

２　道路基準点の復旧作業は、測量士又は測量士補の資格を有するものに実施させなければならない。

ただし、担当課の指示する手順に従って復旧する場合はこの限りでない。

（復旧の報告）

第10条　第７条第１項により道路基準点を復旧したものは、測量の内容及び精度を確認できる成果を添えて、測量課長へ道路基準点復旧報告書（様式２）を提出しなければならない。

２　第７条第２項により道路基準点を復旧したものは、測量の内容及び精度を確認できる成果を添えて、市長へ道路基準点復旧報告書（様式２）を提出しなければならない。

（一時撤去・復旧費用の負担）

第11条　道路基準点の一時撤去又は復旧に要する一切の費用は、工事担当課、受託者、事業者又は原因者の負担とする。

（廃止基準）

第12条　担当課は、道路基準点が工事等の支障となることについて、工事担当課及び受託者、事業者又は原因者から協議を受けた場合、次の各号のいずれかに該当するものに限り、当該道路基準点の廃止を認めることができる。

(1)　同じ交差点内に、公共座標に基づく道路境界標が設置されている場合。

(2)　道路境界標と異なる杭が設置されている交差点又は折点であっても、区画整理等、周辺の土地境界が公的な座標値で確定されている場合。

(3)　道路基準点が公共座標、又は関連のある座標値で設置されたものでなく、復旧する効果が見込めないと担当課が判断した場合。

(4)　当該道路基準点の位置が、周囲の道路基準点及び道路中心線と比較して誤差が大きく、復旧することによって混乱が生じる恐れがあると担当課が判断した場合。

（廃棄物の適正処分）

第13条　担当課の承認により当該道路基準点を撤去する者は、当事者の責任において適切に処分するものとする。

（その他）

第14条　この取扱基準により難い場合又はこの取扱基準に定めのない事項についての取扱いは、そのつど建設局長の定めるところによる。

附　則

この要綱は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成24年11月１日から施行するものとし、細則は廃止する。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。

**様式１**

第　　号
年(　　年)　月　日

申請人が、本市工事発注課の場合は
測量課長宛、それ以外は札幌市長宛　　宛

（申請者）

## 道路基準点の一時撤去願い

下記のとおり道路基準点を一時撤去したいので承認願います。なお、復旧は工事完了後責任をもって実施いたします。

記

| | |
|---|---|
| 施工場所 | 札幌市　　区　　番地 |
| 工事名 | |
| 工事期間 | 年　月　日　～　年　月　日　まで |
| 撤去本数 | 本 |
| 施工業者 | （工事）　担当者：　TEL |
| | （測量）　担当者：　TEL |
| 監督員 | （所属）　担当者：　TEL |
| 添付書類 | |

## 道路基準点の一時撤去承認書

上記道路基準点の一時撤去は、下記条件を付して承認します。

1　工事の進捗に合わせ、適切に復旧すること。
2　復旧完了後は、速やかに測量課へ復旧報告書を提出すること。
3　『道路基準点の取扱基準』を厳守すること。

承認番号：札建測承認第　　号
年(　　年)　月　日
札幌市長（又は測量課長）

**様式２**

第　　号
年(　　年)　月　日

申請人が、本市工事発注課の場合は
測量課長宛、それ以外は札幌市長宛　　宛

（申請者）

## 道路基準点の復旧報告書

先の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事 により一時撤去した道路基準点について、下記のとおり復旧しましたので報告いたします。

記

| | |
|---|---|
| 承認番号 | 札建測承認　第　　号（　　年　　月　　日） |
| 施工場所 | 札幌市　　区　　番地 |
| 工事名 | |
| 復旧本数 | 本 |
| 添付書類 | |

## 道路基準点の復旧完了通知

上記の道路基準点の復旧は、完了したことを認めます。

承認番号：札建測承認第　　号
年(　　年)　月　日
札幌市長（又は測量課長）

【別表２】 道路基準点の存廃判断フローチャート

※通報・パトロールにより故障を発見した場合

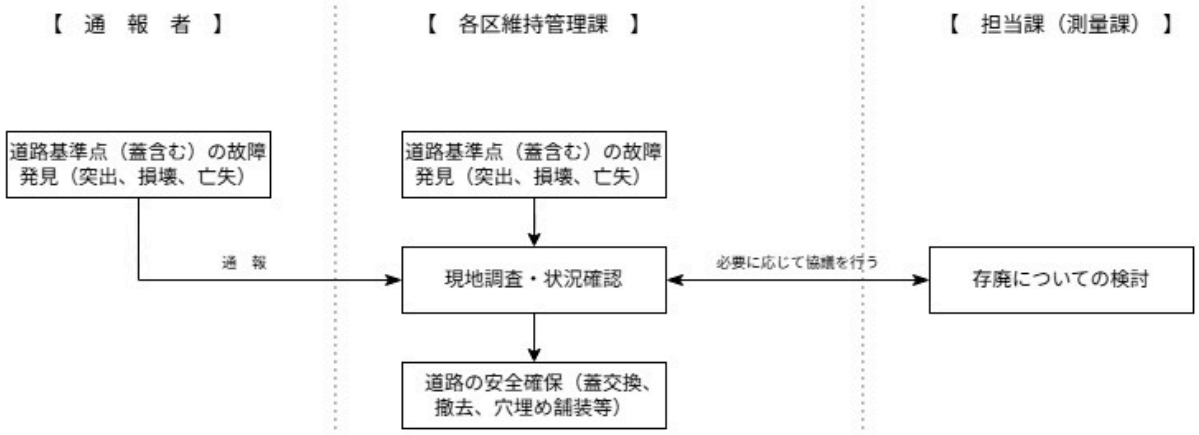

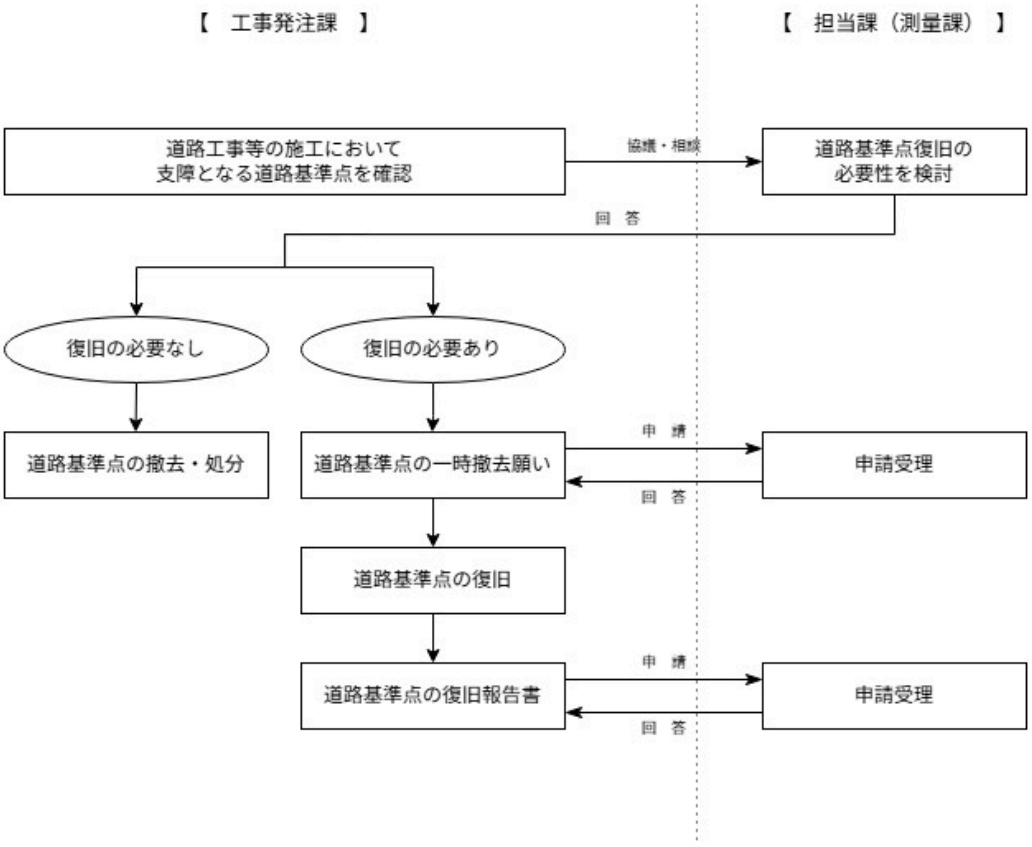
※道路工事等施工範囲内に道路基準点がある場合